

令和4年秋の文京区交通安全運動の実施について

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

第2 期間

令和4年9月21日（水）から9月30日（金）までの10日間

第3 スローガン

「たくさんの ^{えがお}笑顔が走る ^{しゅととうきょう}首都東京」

第4 運動重点の推進

令和3年の都内交通事故発生状況は、死者数については133人で前年比22人の減少となりましたが、発生件数・負傷者数については発生件数が27,598件で前年比1,956件の増加、負傷者数が30,836人で前年比1,948人の増加となっております。

また、年齢層別では、65歳以上の高齢者の死者数が全体の約44%を占めているほか、自転車関連事故の死者数は高齢者が全体の約56%を占めています。

このような状況から、高齢者の交通事故の減少と、次代を担う子供を交通事故から守ることを中心に、秋の交通安全運動の重点を推進します。

秋の交通安全運動の重点は次の5項目です。

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

(1) 歩行者の安全の確保

通園・通学路等における子供の安全確保のため、子供たちが日常的に集団で移動する経路等において危険個所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進します。

また、高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進します。

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の周知啓発、歩行中児童の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を実施します。

また、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進します。

2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底

運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、運転中のスマートフォン等の使用の危険性について広報啓発に取り組みます。

(2) 夕暮れ時と夜間の事故防止

夕暮れ時や夜間は、昼時よりも視認性が下がり、運転者・歩行者ともに気付きにくい傾向にあります。運転者には早めにライトを付けるように、歩行者には明るい服装や反射材を身につけるように広報啓発を進めます。

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けたキャンペーンや職域等における交通安全教育の実施、酒類提供者（飲食店等）に対しては、来客者へ飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動の協力を呼びかけるなど、飲酒運転を許さない環境づくりを促進します。

(4) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知を図り、道路交通法改正による罰則の創設等についての広報啓発を進めます。

また、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進します。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車利用者に対しては、自転車の損害賠償責任保険加入や点検整備の必要性を周知するとともに、前照灯の点灯の徹底、車道及び歩道における正しい通行方法、幼児・児童の乗車用ヘルメットの着用等「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの啓発を図り、法令遵守と自転車利用マナーの向上に努めるものとします。

4 二輪車の交通事故防止

警察と連携した二輪車実技教室を実施する等、参加・体験・実践型の安全教育の推進に努めるほか、二輪車使用事業所に対する指導を徹底することにより、二輪車利用者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と二輪車の特性を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

資料第3号-1

また、各種キャンペーンや広報媒体等による胸部プロテクターの普及とその着用効果や、ヘルメットの正しい着用に関する交通安全情報等を活用した積極的な広報啓発活動を推進します。

5 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボード利用者に対して、免許証の取得、飲酒運転の禁止等の法令、交通ルールの遵守を徹底して周知します。

個人所有の電動キックボードと実証実験中の電動キックボードでは、交通ルールが異なるため、適切に利用できるよう広報啓発を推進することで、交通事故防止に努めます。

第5 広報活動

区民一人ひとりに「たくさんの笑顔が走る 首都東京」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子供・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

第6 実施要領

別紙のとおり